# 土木部標準単価決定要領

(目 的)

第1 この要領は、土木部が発注する工事等の積算に用いる単価のうち、土木部として統一的に定める 単価「労務・資材設計単価表」等の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

- 第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによる。
  - (1) 「特別調査資料」とは、対象資材の流通価格を適切に把握できる調査等により作成したものをいう。
  - (2) 「物価資料」とは、「建設物価(一般財団法人建設物価調査会発行)」、「積算資料(一般財団法人経済調査会発行)」、「土木コスト情報(一般財団法人建設物価調査会発行)」、「建設施工単価(一般財団法人経済調査会発行)」、「建築コスト情報(一般財団法人建設物価調査会発行)」及び「建築施工単価(一般財団法人経済調査会発行)」をいう。
  - (3) 「見積資料」とは、資材単価等及び市場での施工単価を調査するために材料の製造者、商社等 又は施工者から徴したものをいう。
  - (4) 「市場単価」とは、材料費、労務費、機械経費等で構成される施工単位当りの市場での取引価格をいう。
  - (5) 「資材単価等」とは、労務単価等及び市場単価以外の単価をいう。
  - (6) 「県統一単価」とは、特別調査資料、物価資料に基づき、県内統一的に定める単価をいう。
  - (7) 「地域別単価」とは、県内において、統一的に定めることが困難な資材について、特別調査資料、物価資料に基づき、県内を地域分割して、地域毎に定める単価をいう。

### (労務単価等)

- 第3 労務単価及び設計業務等の技術者単価(以下,「労務単価等」という。)は,次の各項に定める ところによる。
  - (1) 労務単価は、農林水産省及び国土交通省が実施している公共事業労務費調査に基づき、決定される公共工事設計労務単価(基準額)によるものとする。
  - (2) 設計業務委託等の技術者単価は、国土交通省が実施している調査設計業務等技術者給与等実態調査に基づき、決定される基準日額によるものとする。

#### (資材単価等の決定方法)

- 第4 資材単価等の決定方法は、次の各項に定めるところによる。
  - (1) 資材単価等は、特別調査資料、物価資料、見積資料の順で採用する。

- (2) 物価資料による場合は次の各号に定めるとことによる。
- (ア) 地域別価格が掲載されている場合は、当該地域の価格を採用するものとし、掲載が無い場合は、東京の価格を採用するものとする。
- (4) 複数の物価資料に価格の記載がある場合は、原則として、掲載価格を平均した価格を採用する。ただし、物価資料のうち一方の資料のみに記載されている場合は、その価格を採用する。
- (ウ) 公表価格で記載されている価格を採用する場合は、次の式により求めるものとする。なお、類 似品目がない場合は、市況の取引の実態を反映させるものとする。

採用価格 = ( B / A )  $\times$  C

A:類似品目の定価又は公表価格

B:類似品目の実取引価格又は物価資料に記載されている実勢価格

C: 当該品目の定価又は公表価格

- (3) 見積資料による場合は次の各号に定めるところによる。
- (ア) 見積りは実勢価格を徴収するものとし、原則として5者以上から徴し、その平均価格または、 平均直下の価格を採用するものとする。(営繕工事等は、原則3者以上から徴収し、その最低 価格を採用する。)
- (イ) 見積価格の確認は前項(ウ)の規定を準用するものとし、この場合「定価又は公表価格」を「見積価格」に読み替えるものとする。
- (ウ) 見積価格の端数処理は、切り捨てにより実数を物価資料の最小単位に一致させるものとする。

### (市場単価の決定方法)

- 第5 市場単価は、次の各項に定めるところによる。
  - (1) 市場単価は物価資料による。
  - (2) 物価資料価格の取扱いは第4(2)(ア)及び(4)の規定を準用する。

### (標準単価の制定及び改定)

- 第6 単価の制定及び改定は次の各項に定めるところによる。
  - (1) 当該年度の標準単価の制定は4月1日とし、事業執行上必要な労務単価等、資材単価等、市場単価、 及び廃棄物処理費等について定めるものとする。
  - (2) 物価資料による資材単価等の改定は、毎月実施し、市場単価の改定は、四半期毎に実施することを原則とする。ただし、廃棄物処理費等は除くものとする。
  - (3) 物価資料によらない資材単価等の改定は、特別調査資料により、四半期毎に実施することを原則とする。ただし、特別調査資料については、物価資料による類似品目等に著しい変動が確認された場合は、臨時で改定を行うものとする。

### (資材単価等及び市場単価の調査)

第7 資材単価等及び市場単価の調査時期は別表によるものとする。ただし、特別調査については、物価 資料による類似品目等に著しい変動が確認された場合、別表によらず臨時で調査を実施するものと する。

# (端数の調整方法)

第8 物価資料により平均単価を算出する場合の端数調整方法は次の各項に定めるところによる。

(1) 生コン (m3当り)

円単位切捨て

(2) アスファルト合材 (t 当り)・骨材 (m 3 当り)

50円単位切捨て

(3) 鋼材・丸鋼 (t 当り)

500円単位切捨て

(4) PCより線・PC鋼棒 (kg当り)・燃料 (L当り) 小数第2位以下切捨て

(5) その他一般資材

価格 1,000 円未満

小数以下切捨て

価格

1,000 円以上 10,000 円未満

一の位切捨て

価格

10,000 円以上

十の位切捨て

### 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表(第7関連 調査時期)

#### ○物価資料

4月1日制定	5月1日施行	6月1日施行	7月1日施行
3月号	4月号	5月号	6月号
8月1日施行	9月1日施行	10月1日施行	11月1日施行
7月号	8月号	9月号	10月号
12月1日施行	1月1日施行	2月1日施行	3月1日施行
11月号	12月号	1月号	2月号

### ○特別調査資料

4月1日制定~6月1日施行	7月1日施行~9月1日施行	
2月上旬	5月上旬	
10月1日施行~12月1日施行	1月1日施行~3月1日施行	
8月上旬	1 1 月上旬	

## ○市場単価

5月1日施行~7月1日施行	8月1日施行~10月1日施行	
春号	夏号	
11月1日施行~1月1日施行	2月1日施行~4月1日制定	
秋号	冬号	